

規制の事前評価書 (要旨)

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（警備業法部分）

規制の名称：警備員指導教育責任者資格者証の交付の基準

規制の区分：新設、**改正**（拡充、**緩和**）、廃止

担当部局：警察庁生活安全局生活安全企画課

評価実施時期：平成30年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付制度は、その業務の適正な実施を確保することを目的として設けられたものであるところ、成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）については、判断能力が不十分な状況にあり、単独で完全に有効な法律行為ができないため、当該業務の適正な実施を期待することが困難であると考えられ、当該交付の欠格事由の一つとされている。

一方、このような成年被後見人等の権利に係る制限（以下「欠格条項」という。）が設けられている制度が数多く存在していることが、成年後見制度の利用をちゅうちょさせる要因の一つになっていると指摘されており、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第11条第2号において、成年後見制度の利用の促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、現在、欠格条項が設けられている制度が数多く存在していることが、成年後見制度の利用をちゅうちょさせる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

これらを踏まえ、内閣府成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）において議論が行われ、平成29年12月1日に「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（以下「議論の整理」という。）が取りまとめられ、営業許可等の制度に設けられた欠格条項を削除することとされた。

本改正は、促進法、基本計画及び議論の整理に示された方針に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項を削除するものであり、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。

2 直接的な費用の把握

本改正に伴う新たな遵守費用及び行政費用は発生しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

本改正により、欠格条項が削除されるため、今後は、成年被後見人等であるという理由のみで一律に排除されることがなくなり、促進法の目的である成年被後見人等の人権の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られるほか、成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書を申請書の添付書類としないこととする場合、年間約 3,027 万円の遵守費用及び所要の行政費用が削減されると推計される。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

都道府県公安委員会は、警備業法第 22 条第 2 項の規定により、都道府県公安委員会が行う講習を受け、その課程を修了した者又は都道府県公安委員会が同課程を修了した者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者に対し、資格者証を交付することとされているため、欠格条項を削除しても、警備員指導教育責任者にふさわしい知識及び能力を有する者に対してのみ、資格者証を交付することが可能であることから、特段の影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

本改正においては、遵守費用及び行政費用が特段発生するものではなく、欠格条項の削除により、成年被後見人等を一律に排除することがなくなり、促進法の目的である成年被後見人等の人権の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が可能となることに鑑みれば、本改正により得られる効果は非常に大きいと考えられる。

6 代替案との比較

本改正は、促進法、基本計画及び議論の整理に示された方針に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項を削除するものであり、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。

7 その他の関連事項

平成 28 年 9 月 11 日から、成年後見制度利用促進基本計画案の作成に当たっての意見具申や成年後見制度の利用の促進に関する基本的な政策に関する重要事項に関する調査審議等を行うことを目的として設置された促進委員会において幅広く検討が行われ、平成 29 年 12 月 1 日に議論の整理が取りまとめられた。

本改正は、議論の整理の内容を反映させたものである。

8 事後評価の実施時期等

事後評価を必要に応じて実施する。